

写

平成24年8月30日

復興大臣

平野 達男 様

被災地の実情に即した
復興を一層加速させるための
被災自治体への財政的・制度的
裁量の拡大に係る緊急要望

宮城県東部沿岸大規模被災市町連携会議

(気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市)

宮城県の三陸沿岸に位置する気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市（以下「被災5市町」という。）の被災規模は、

- ◆ 死者・行方不明者数で、岩手・宮城・福島の3県の4割（宮城県の7割）、
- ◆ 災害廃棄物推計量で、岩手・宮城・福島の3県の沿岸部市町の推計量の約4割（宮城県沿岸市町の6割）、

に及ぶなど、東日本大震災の被害は宮城県の被災5市町に相当程度集中している。

政府では、先般、震災復興を強力に推進するため、復興交付金や復興特区など前例に無い画期的な制度を創設した。

これらをもとに、被災5市町では、被災者の住まいの再建、なりわい（職）の確保を一刻も早く進めるため、復興の各種事業に全力で取り組んでいるが、事業の進捗と状況の変化に伴い、次から次へと課題が生じているのが現状である。

ついては、被災地の実情に即した復興を加速させるため、被災自治体への財政的・制度的裁量の拡大をお願いしたく、下記2点を強く要望する。

記

1. 住宅再建支援等に対しての一定の財源の付与

急速な人口減少を一日も早く食い止め、被災地の住宅再建を含むまちの再生を迅速に進めるためには、被災規模が大きな自治体ほど、被災者自らの再建意欲を促す形で復興に取り組まなければならない。

また、再建する場所に対する面的整備事業の適用の違いによって、同じように住宅が全壊流出した被災者間にすら、住宅再建時の支援に格差が生じ、結果として不公平が存在することとなるなどの実態もある。

このような現状を踏まえ、被災市町村では、震災復興基金などを財源として、地域実情に即した被災者への独自支援などを検討し、進めようとしているが、被災自治体の財政規模に対する被害が甚大なゆえに、支援の実施によって財政破綻すら懸念される。

このため、こうした支援策や復興関係事業などについて、被災規模が甚大であるがゆえに復興まちづくりが遅れている被災市町の取組みを加速させる観点や、被災者に対する一定の公平性を確保する観点から、復興交付金事業（効果促進事業）による配分や震災復興基金の増額など、自由度の高い財源のより一層の付与が必要である。

2. 被災地の実情に即した各種復興関連制度の弾力的運用と、制度運用に係る裁量の拡大

被災地においては、民間や行政など複数の主体が住まいの再建や産業再生のための数多くの事業を実施してお

り、実施時期や箇所、事業内容などが整合するよう、事業種別、事業主体に応じて異なる所管府省と個々の内容について調整が必要となっている。

ところが、各制度の運用においては、制度ごとに当該制度の趣旨や妥当性の許容範囲で施設整備の実施時期や箇所などの判断がなされるため、各制度の厳格運用だけではまちづくりの全体性が担保されない場合が発生する。

例えば、復興交付金の年限は当面5年間とされており、一方で復興庁所管外の各種事業、とりわけ事業再建に大きく資する補助事業等においては年限が定められているものが多い（激甚災害法にもとづく農林水産業災害復旧補助事業、中小企業等グループ化補助事業等）。よって、復興交付金を活用しての面的整備事業等のスケジュールと補助事業を活用しての事業者の再建スケジュールにミスマッチが発生している。

このため、各種復旧復興関係補助事業における予算執行を面的整備事業等の進捗に合わせて実施できるようにすることや、地域の実情に即して規制・制度を弾力的に運用できるようにすることなどが必要である。

さらに言えば、そもそも、各被災自治体の被災の表情はそれぞれ異なっている。したがって、被災地が未来に向かって、単に元にもどすだけでない、創造的な復興まちづくりに取り組めるよう、復興庁及び宮城県に対する制度運用に係る裁量の拡大を認めて頂くなど、「事業制度に合わせた復興」ではなく、被災地の実情を酌んだ「復興に合わせた事業制度」を構築して頂く必要がある。